

苅田港務所発注工事の取り決め事項

平成 2 0 年

福岡県 苅田港務所

苅田港務所が発注する工事を受注した者は、下記に定める事項を厳守しなければならない。

①海上作業に関すること

1) 作業時間に関すること

工事の仕様に特段の定めがある場合を除き、海上での作業時間は、日の出から日没までとする。これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

2) 作業船等の入出港について

作業船等の船舶を苅田港へ入港等を行う場合は、下記を準拠しなければならない。

- ・ 苅田港船舶入出港に関する基準
- ・ 苅田港南航路幅を超える自動車専用船の航行安全対策
- ・ 苅田港における入出港船舶の運航調整ガイドライン

なお、上記の基準は、以下のURLからダウンロードすること。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4805300/>

3) 工事実施に係る調整

- ・ バース会議

監督員が必要と認めた場合、週1回行われるバース会議に出席し、船舶航行安全のため、工事の情報提供や安全に関する各種打ち合せを行い、安全に対し万全を期さなければならない。

- ・ 苅田港V T I Sセンター

港湾施設の円滑な利用と入出港船舶の安全航行を図るため、運航調整の実務を行う苅田港V T I Sセンターに、港湾工事等の情報を漏れなく提供すること。

②苅田港（新松山地区）埋立地事業海上安全協議会に関すること

新松山地区周辺において、建設工事に係る海上工事又は海上作業を行うものは、苅田港（新松山地区）埋立事業海上安全協議会（規約・別紙-1）に参加しなければならない。なお、監督員が参加の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

③苅田港（新松山地区）埋立事業造成工事等安全協議会に関すること

新松山地区埋立地内の土地造成等にかかる工事を行うものは、苅田港（新松山地区）埋立事業造成工事等安全協議会（会則・別紙-2）に参加しなければならない。なお、監督員が参加の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

④不発弾らしきものを発見した場合の報告について

工事区域内等で不発弾らしきものを発見した場合は、別紙様式（別紙-4）に必要事項を記載し、写真及びスケッチ等を添付し、すみやかに報告しなければならない。

⑤港湾工事の段階確認に関すること

港湾工事において、土木工事施工管理の手引き（福岡県土整備部）によるほか、苅田港務所が運用する「港湾工事段階確認一覧表」（別紙-3）に記載のある工種については、段階確認を受けなければならない。なお、段階確認の各種項目は、監督員との打ち合せにより決定するものとする。

また、施工管理証明の対象工事の場合は、監督員と協議すること。

⑥工事に伴う環境保全について

苅田港内において、工事又は作業を行うものは、各種関係法令等を遵守し、水質汚濁等の海洋汚染防止等の環境保全に努めなければならない。

なお、工事の仕様に定めるものを除き、第三者に誤解をあたえるおそれのある薬品の海中投入等は原則行ってはならない。

なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

(附則)

平成 21 年 1 月 9 日改訂

平成 22 年 9 月 9 日改訂

平成 26 年 7 月 30 日改訂

令和 4 年 10 月 13 日改訂

I. 苅田港（新松山地区）埋立事業海上安全協議会 会則

（名称）

第1条 本会は、苅田港（新松山地区）埋立事業海上安全協議会（以下協議会という）と称する。

（組織）

第2条 協議会は、九州地方整備局苅田港湾事務所及び福岡県苅田港務所（以下事業者という）と、苅田港（新松山地区）埋立事業に関連した海上工事等（調査を含む）で、九州地方整備局（本官・分任官を含む）及び福岡県苅田港務所が発注する海上工事を受注した施工業者をもって組織する。

（目的）

第3条 協議会は、事業者及び施工業者の調整により、苅田港（新松山地区）埋立事業の建設工事に係る海上交通の安全を確保することを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 工事区域内で同時に行われる工事等の調整。
- ② 資材運搬船等の運航調整。
- ③ 警戒業務の統括。
- ④ 船舶の航行安全に関する情報の管理。
- ⑤ 海難等応急業務の実施時の調整、関係先への通報連絡。
- ⑥ その他、会の目的達成に必要な事項。

（会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選による。
- 3 会長は、会の運営及び会務を統括する。
- 4 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

(会員の任期)

第6条 事業者は、通年会員とする。

2 施工業者については、事業者との契約日とし、契約満了により自然脱会とする。

(協議会の開催)

第7条 協議会は会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、原則として月1回開催する。

ただし、会長が必要と認めた時は、その都度開催することができる。

(具体的な運営内容)

第8条 この協議会の具体的な運営内容は、別紙実施要領による。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長の所属する組織に置く。

(費用の負担)

第10条 協議会の運営に要する費用が生じた時は、必要に応じて協議会で調整し、その負担額を決定する。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか必要な事項が生じた時は、協議会でその都度決定する。

附 則 この会則は平成7年5月22日から施行する。

海上安全協議会の実施要領

I. 目的・根拠等

九州地方整備局及び福岡県が発注する「新松山地区埋立事業」の円滑な推進と安全を図るため、九州地方整備局苅田港湾事務所および福岡県苅田港務所より「苅田港（新松山地区）埋立事業に伴う海上交通安全対策調査」について社団法人西部海難防止協会へ調査を委託し、これを踏まえて工事関係船舶及び現場海域近辺を運航する一般船舶等への海上交通安全対策について実施要領を定めたものである。

また、この実施要領は「新松山地区埋立事業海上安全協議会」の下にその実施内容を定め、加えて港湾工事共通仕様書に定める安全管理の一環とみなすものとする。

II. 施工業者の体制

各施工業者は海上安全管理者を選任し、その中から海上安全総括管理者を選任する。海上安全管理者は、協議会の構成員となるほか、運航・警戒・情報管理業務の各総括責任者との十分な連絡を図り、使用する工事関係船の運航・警戒業務等を行うものとする。

III. 「新松山地区埋立事業海上安全協議会」の連絡体系

事業者・施工業者・関係機関等との海上交通安全に関する情報等を図－1の系統により、情報交換・指導・連絡等を行うものである。

ただし、工事作業に関連して、海難等の事故が発生した場合における緊急体制は、図－2のとおりとする。

協議会は、新門司沖埋立事業船舶航行安全協議会、関門航路整備情報安全管理室及び苅田港船舶安全対策協議会と情報交換に努め、安全の確保に資するものとする。

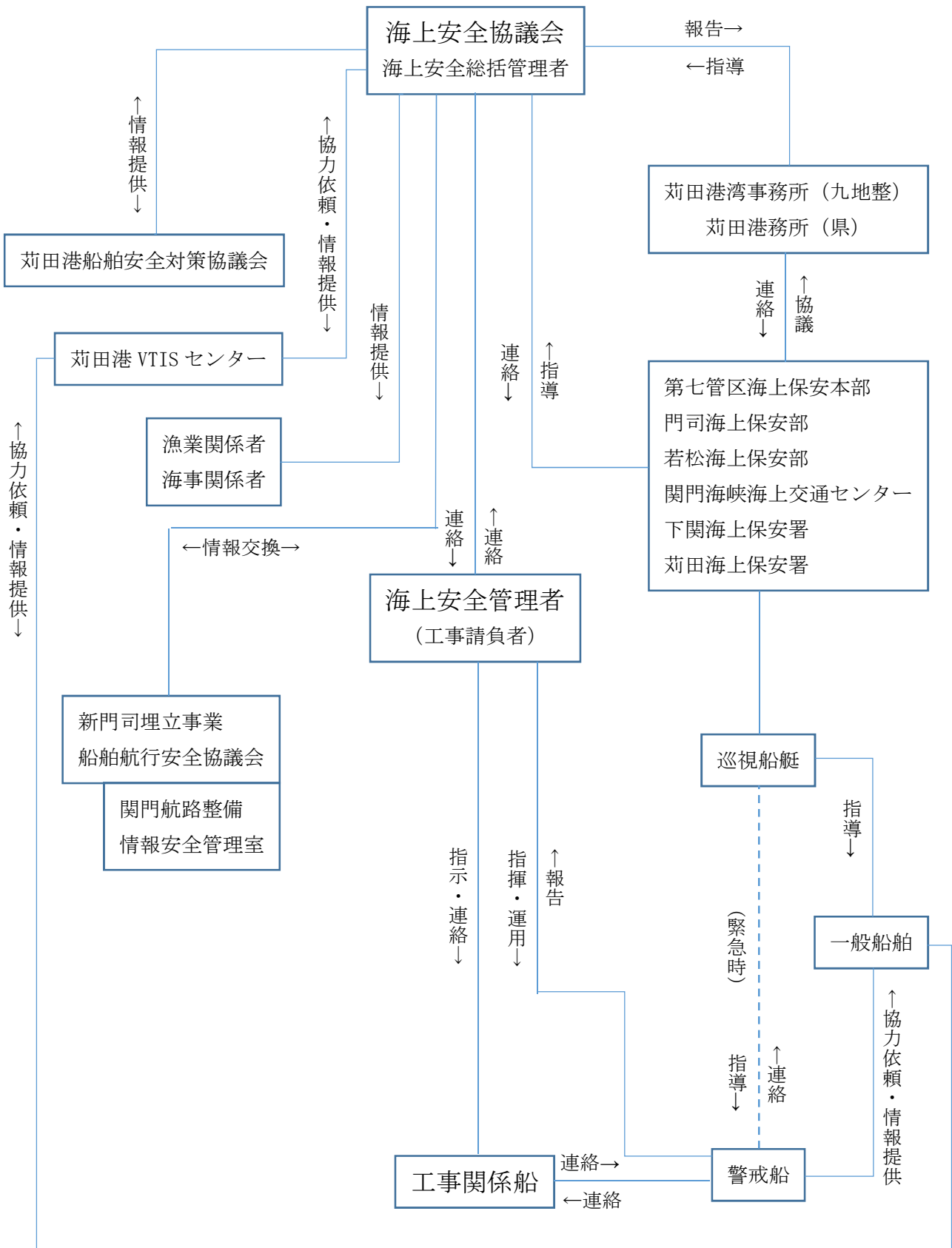
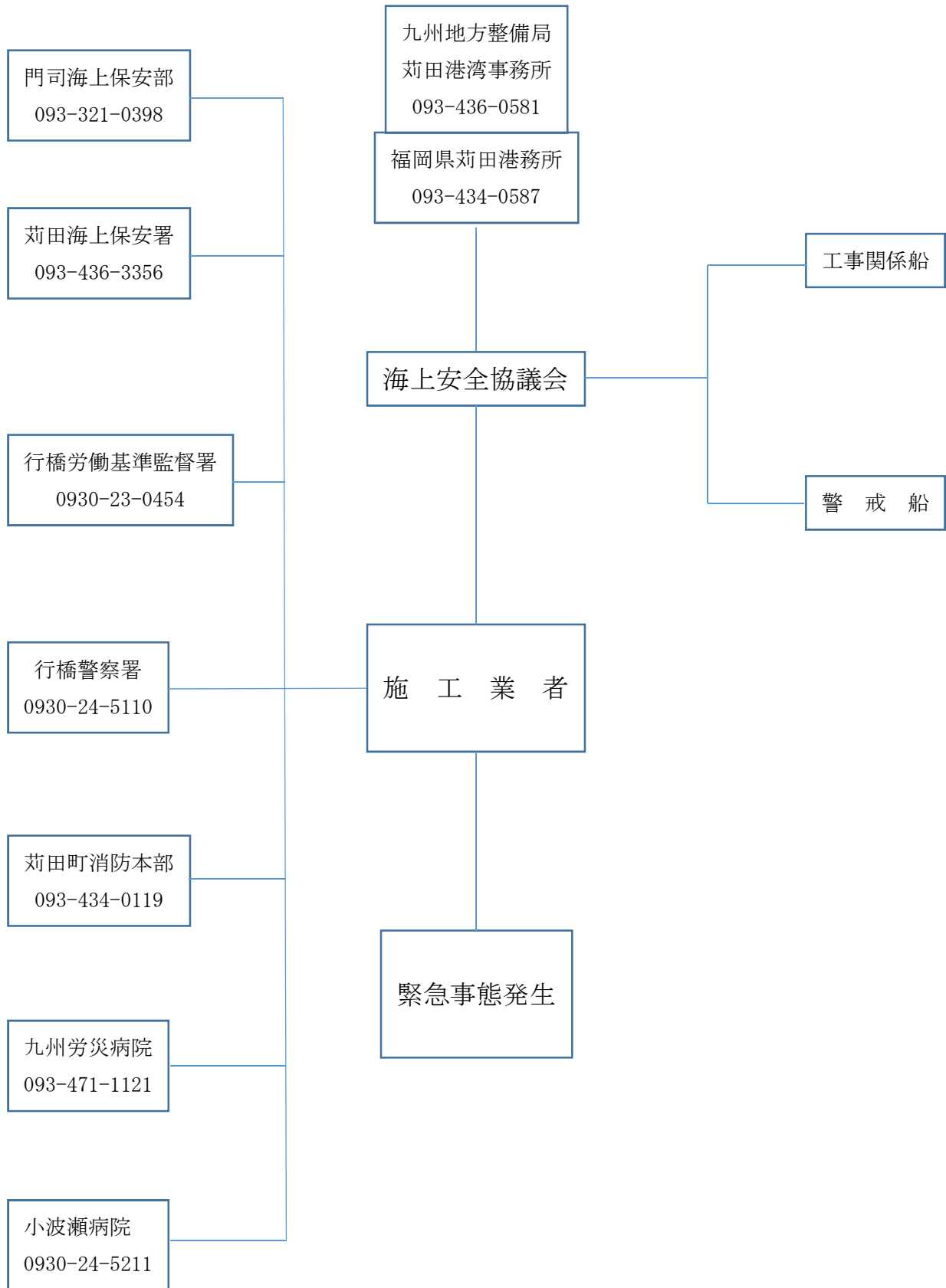


図-1 海上安全に関する情報連絡系統図



図－2 緊急連絡系統図

苅田港(新松山地区)埋立事業 造成工事等安全協議会 会則

福岡県苅田港務所

令和4年10月

第1条 本会は、苅田港(新松山地区)埋立事業造成工事等安全協議会(以下、協議会という。)と称する。

第2条 協議会は、福岡県苅田港務所(以下、事業者)が発注する新松山埋立地内の土地造成等にかかる工事(以下、造成工事等という。)を受注した施工業者をもって組織する。

第3条 協議会は、事業所及び施工業者の調整により、苅田港(新松山地区)埋立事業の造成工事等に係る工事の安全を確保することを目的とする。

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①埋立地内で行われる造成工事等にかかる調整。
- ②埋立地内で行われる造成工事等以外の工事等にかかる調整。
- ③その他、会の目的に達成に必要な事項。

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選による。
- 3 会長は、会の運営及び会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

第6条 事業者は、通年会員とする。

- 2 施工業者については、事業者との契約日とし、契約満了により自然脱会とする。

第7条 関係者の参加

第3条の目的を達成するために会長が必要と認める場合、下記の関係者は本協議会に参加することが出来るものとする。

- ・苅田港(新松山地区)埋立事業海上安全協議会
- ・事業者が発注した現地調査などの業務

- ・埋立地内で行われる他の機関が発注した工事
- ・埋立地内の立地企業に伴う建設工事
- ・その他、会長が必要と認める工事等

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長とする。

- 2 協議会の開催は、工事などの状況に応じて、実施要領に定める。

第9条 この協議会の具体的な運営内容は、別紙実施要領による。

第10条 協議会の事務局は、会長の所属する組織に置く。

第11条 協議会の運営に要する費用が生じた時は、必要に応じて協議会で調整し、その負担額を決定する。

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項が生じた時は、協議会でその都度定める。

附 則 この会則は令和4年10月13日から施行する。

令和4年10月13日

苅田港(新松山地区)埋立事業 造成工事等安全協議会 実施要領

○安全協議会への連絡(別紙様式)

新たに安全協議会の会員となるものは、別紙に必要事項を記載し、会長へ提出するものとする。なお、この提出は、苅田港務所の監督員を通じて、会長へ提出するものとする。

○協議会の開催

- ① 協議会の開催は、当面の間、週に1回行うものとする。なお、実施にあたっては、下記によるものとする。

【開催場所】 福岡県苅田港務所 3F 会議室

【開催日時】 毎週木曜日 午後 13:30～

- ② 会員は、協議会の出席にあたり、週間工程表を持参するものとする。なお、週間工程表は、次週の工事予定に加えて前週に説明した工事予定の実績を記載するものとし、工種毎に1週間分の実績及び予定の数量を記載するものとする。

- ③ 新規に参加する会員は、工程会議において工事概要の説明を行うものとする。

【別紙】

苅田港(新松山地区)埋立事業造成工事等安全協議会 会長 殿

(起 工 番 号)

(工 事 名)

(受 注 業 者 名)

(現 場 代 理 人 名)

会員となる者	氏 名		
	役 職		現場代理人
			主任技術者(又は監理技術者)
			現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)
			その他 ➡ ()
	連絡先	会社	
携帯			

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	立会者区分		
海上地盤改良工	床堀	ポンプ床堀工 クラブ床堀工 硬土盤床堀工 岩盤床堀工 バックホウ床堀工	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	担当		
			置換工	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当	
				施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	副長以上 注	
			圧密・排水工	サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	[品質,出来型] 使用材料、打込長さ	担当
					施工完了時	[出来型] 施工位置、杭径	副長以上
	敷砂	施工時		[品質] 使用材料の可否	担当		
		施工完了時		[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当		
		載荷		施工時	[品質] 使用材料の可否	担当	
	施工完了時		[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当			
	締固工	サンドコンパクション ンパイル	施工時	[品質,出来型] 使用材料、打込長さ	担当		
			施工完了時	[出来型] 施工位置、杭径	副長以上		
		載荷	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当		
			施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当		
	固化工	深層混合処理	施工時	[品質,出来型] 使用材料、深度	担当		
			施工完了時	[出来型] 基準高、位置・間隔、杭径	副長以上 注		
		載荷	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当		
			施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当		
	基礎工	基礎盛砂工	盛砂	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当	
施工完了時				[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当		
洗掘防止工		マット敷設	施工完了時	[出来型] 敷設位置、重ね幅、延長	担当		
基礎捨石工		石投入完了時(均しを行わない面)	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当		
			施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	副長以上		
			本均し	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	担当	
基礎ブロック工		製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注		
	据付		据付完了時	[出来型] 基準高、隣接ブロック間隔、延長、法線	担当 注		
本土工 (ケーソン式)	ケーソン製作工	マット敷設	施工完了時	[出来型] マット敷設位置	担当		
			鉄筋組立	施工完了時(各ロット毎)	[品質,出来型] 使用材料、設計図書との対比	担当	
				製作	施工完了時(各ロット毎及び完了時)	[出来型] 出来型寸法(出来形管理基準)	担当 注
	ケーソン進水据付工	据付	施工完了時	[出来型] 基準高、目地間隔、法線、延長	副長以上 注		
	中詰工	中詰	施工完了時	[出来型] 基準高	担当		
	蓋コンクリート工	製作	製作完了時	[出来型] 基準高	担当		
	蓋ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注		
			据付	据付完了時	[出来型] 基準高	担当	
本土工 (ブロック式)	本体ブロック製作工	鉄筋組立	施工完了時(各ロット毎)	[品質,出来型] 使用材料、設計図書との対比	担当		
			製作	施工完了時(各ロット毎及び完了時)	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
	本体ブロック据付工	据付	施工完了時	[出来型] 基準高、隣接ブロック間隔、法線、延長	副長以上 注		
	中詰工	中詰	施工完了時	[出来型] 基準高	担当		
	蓋コンクリート工	製作	製作完了時	[出来型] 基準高	担当		
	蓋ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注		
			据付	据付完了時	[出来型] 基準高	担当	
本土工 (場所打式)	場所打コンクリート工	鉄筋組立	施工完了時(各ロット毎)	[品質,出来型] 使用材料、設計図書との対比	担当		
			製作	施工完了時(各ロット毎及び完了時)	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	副長以上 注	

工種	種別	細別	確認時期	確認項目	立会者区分	
本土工 (捨石・捨ブロック式)	洗掘防止工	マット敷設	施工完了時	[出来型] 敷設位置、重ね幅、延長	担当	
		本体捨石工	石投入完了時(均しを行わない面)	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当
			均し	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	副長以上 注
	捨ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
		据付	据付完了時	[出来型] 基準高、隣接ブロック間隔、延長、法線	担当	
	場所打コンクリート工	基礎砕石	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長、厚さ	担当	
		鉄筋組立	施工完了時	[品質,出来型] 使用材料、設計図書との対比	担当	
	製作	製作完了時	[出来型] 基準高、幅、法線、延長	担当		
本土工 (鋼矢板式)	鋼矢板工	打込	施工時	[品質] 長さ、使用材料、溶接部の適否	担当	
			打込完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	副長以上 注	
	控工	打込 腹起取付 タイ材取付	施工時	[品質] 長さ、使用材料、溶接部の適否	担当	
			施工完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	副長以上 注	
本土工 (コンクリート矢板式)	コンクリート矢板工	打込	施工時	[品質] 長さ、使用材料	担当	
			打込完了時	[出来型] 基準高、変位	副長以上 注	
	控工	打込 腹起取付 タイ材取付	施工時	[品質] 長さ、使用材料、溶接部の適否	担当	
			施工完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	副長以上 注	
本土工 (鋼杭式)	鋼杭工	打込	施工時	[品質,出来型] 長さ、使用材料、溶接部の可否、杭の支持力、傾斜	担当	
			打込完了時	[出来型] 基準高、偏心量、傾斜	副長以上 注	
		杭頭処理	施工完了時	[出来型] 杭頭処理状況	担当	
本土工 (コンクリート杭式)	コンクリート杭工	打込	施工時	[品質,出来型] 長さ、使用材料、溶接部の可否、杭の支持力、傾斜	担当	
			打込完了時	[出来型] 基準高、偏心量、傾斜	副長以上 注	
		杭頭処理	施工完了時	[出来型] 杭頭処理状況	担当	
被覆・根固工	被覆石工	石投入完了時(均しを行わない面)	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当	
			施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	副長以上 注	
		均し	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	担当	
	被覆ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
		据付	据付完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当	
	根固ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
据付		据付完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当		
上部工	上部コンクリート工	鉄筋組立	施工完了時	[品質,出来型] 使用材料、設計図書との対比	担当	
		製作	施工完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当	
	上部ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
		据付	据付完了時(埋戻前)	[出来型] 基準高、幅、法線、延長	担当	
消波工	洗掘防止工	マット敷設	施工完了時	[出来型] 敷設位置、重ね幅、延長	担当	
	消波ブロック工	製作	製作完了時	[出来型] 出来形寸法〔出来形管理基準〕	担当 注	
		据付	据付完了時	[出来型] 延長	担当	
裏込・裏埋工	裏込工	石投入完了時(均しを行わない面)	施工時	[品質] 使用材料の可否	担当	
			施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	副長以上	
		均し	施工完了時	[出来型] 基準高、幅、延長	担当	
		マット敷設	施工完了時	[出来型] 敷設位置、重ね幅、延長	担当	
	裏埋工	裏埋材投入	施工完了時	[出来型] 基準高	担当	
潜水探査工	揚収物撤去		施工完了時	揚収物確認	担当	
地質調査工	ボーリング調査		施工完了時	ロッド検尺	担当	
浚渫工			施工前	磁気・潜水探査報告確認	担当	

基本的な考え方

段階確認は完成検査時に出来型、品質、数値等を確認できない工種や材料について実施すること。

区分欄に「注」があるもので中間検査又は完成検査に該当する場合は中間検査又は完成検査を実施すること。

段階確認の工種は、【土木工事施工管理の手引き(福岡県県土整備部)】を基本とし、これに該当しない工種は上表のように実施する。

不発弾らしきものの発見について(報告)

請 負 者 : _____

現 場 代 理 人 : _____

工事名		
発見者 ※1)	会社名	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
発見時間	令和 年 月 日 時 分頃	
発見した位置 (世界測地系) ※2)	北緯	° ' "
	東経	° ' "
	X=	
	Y=	
発見物の状況	弾らしきものの状況	発見した個数: 個
		長さ: cm 、 径: cm
		劣化の状況:
		牡蠣等の付着状況:
	発見した場所 ※3)	①海底部 or ②海底より cm以下の土中部
備考 ※4)	添付写真の枚数: 枚 発見時の作業概要:	

※1) 発見者は、実際に発見した人を記入してください。(潜水士等)

※2) 秒は、少数3位まで表示してください。

※3) 土中にある場合は、簡単なスケッチを添付してください。

※4) 状況写真等を添付してください。また、発見時に行っていた作業の概要を記載してください。